

議員提出第3号

天草市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

天草市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

令和3年9月27日提出

議会運営委員長 勝木 幸生

天草市議会会議規則の一部を改正する規則

天草市議会会議規則（平成18年天草市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第94条第2項中「委員の」を「、委員（委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）によって、出席している委員を含む。）の」に改める。

第129条中「委員」の次に「（オンラインによって、出席している委員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により委員会に出席する委員に関する取扱いを定めるため、規則を改正する必要がある。

これが、この規則を提出する理由である。